

連載

日本語

読解力を鍛える思考のレッスン

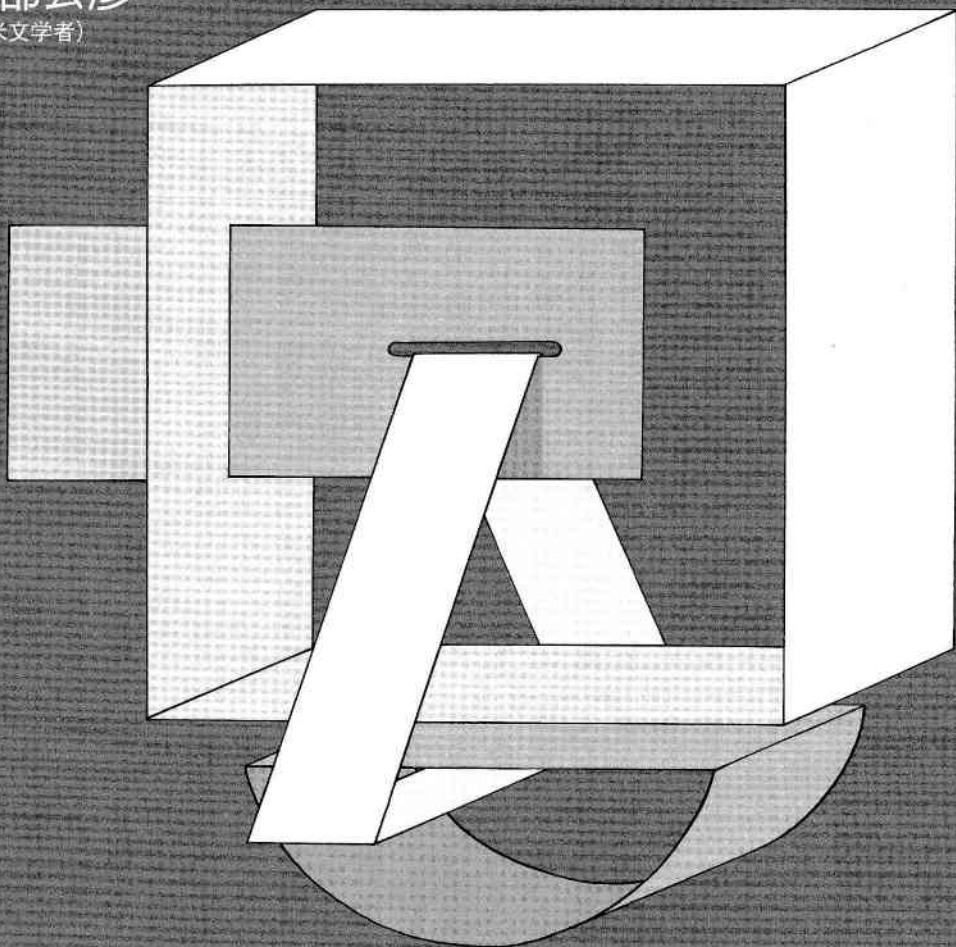
「深読み」のススメ

第8回

## 契約書の呪術性

阿部公彦

(英米文学者)



強い効力が期待される契約書。その「力」の根源をさぐると、言葉ならではの呪術的な作用に行きつく。逸脱や例外を排し、曖昧さや揺らぎを削ぎ落とした契約書は特有の「言葉の魔法」に支えられている。その効力と限界について考える。

今回も引き続き契約書の文章について考えてみましょう。前回は契約書の「ただごとではない」空気に注目し、それがどこからくるか考えてみました。契約書の文言を見てみると、ふつうの言葉遣いとは異なる「宙づり」感があり、どうやらそれが効果を持っていることがわかりました。

契約書は現実世界に対し拘束力を発揮することが期待されています。しかし、あくまで文書にすぎない。契約書が私たちを羽交い締めにして何かをさせたりはしません。言葉で現実について語っているにすぎないのです。ところがそれが私たちに影響を及ぼし、目の前の即物的な現実を変える、ということが起きます。「宙づり」感はそうした拘束力の効果を高めるのに大きな役割を果たしているようです。

ここには、見えないものが見えるものに力を及ぼし変化を起こすという点で、呪術と通ずるものが見て取れます。とくにおもしろいのは呪術にしても契約書にしても、言葉で現実働きかけるためにふつうの言葉と違う「形」を与えられるということです。

## 「関係」の威力

この特殊な効力についてさらに考えてみるために、前回とは少し異なる視点から駐車場の契約書の「形」に注目してみましょう。今回とりあげるのは波線を引いた部分です。

(1) 貸主 原パーク(以下、「甲」という。)と借主 ○○サユリ(以下、「乙」という。)は、次のとおり駐車場の使用契約を締結する。

(2) 甲は、乙に対し、甲が所有する下記駐車場を自動車1台の保管場所として使用する目的で貸する。

(3) 乙の使用する期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日の一年間とする。契約期間満了までに甲、乙いずれか一方から何等の申し入れがない時は、さらに一年間の契約が自動的に更新されるものとする。

(独立行政法人 大学入試センター「大学入学共通テスト(仮称)」記述式問題のモデル問題例 平成29年5月一六〜一七頁より)

これらの波線部分に共通する特徴にお気づきでしょうか。これらはいずれも物事の関係を示す文言なのです。(1)の「次のとおり」というのは、一つの文言が、別の文言と持つ関係を示唆しています。

より具体的に言えば、現在の文言で触れられている「使用契約を締結する」という箇所について、その内容を参照するべく別の文言を指し示しているわけです。そこからは文言Aと文言Bとの関係のあり方が浮かび上がってきます。

(2)はどうでしょう。「対し」は言うまでもなく

「甲」と「乙」の関係を示します。「する目的で」ところは、行為と対象との関係を示します。より詳しく言えば、ある行為を、行為の「行使」と行為の「対象」という二つの要素に分解し、行使者と対象物という関係を浮かび上がらせたと言いきり直してもいいかもしれません。

(3)も(2)と似たところがあります。ここでは「申し入れ」の有無と「更新」とを、時系列の中で関係づけています。ここも平たく言い直せば、まるで「申し入れ」と「更新」とが関係するかのような見立てで世界のあり方を記述しています。「申し入れ」と「更新」とが別々にあって、かつ関係しているというのは別に自明のことではありません。ところが、この文言はまるでそれらがお互いに関係を持つのが当然だと言わんばかりの口調で語ることで、この両者の間につながりを生ぜしめているわけです。こうした書きぶりは、この契約書の文言の「威力」の形成にとっても大きな役割を果たします。というのも、このように関係性を際立たせた書き方をするので、まず世界が関係性によってできているのだという理解が生まれるからです。関係性の強調に伴い私たちは次のようなことを意識するようになります。私たちが次のようなことを意識するようになります。はじめの方のポイントはあまりに当たり前前で撞着的にさえ思えるかもしれませんが、順を追うために記しておきます。

・世界の物事はお互いに関係し合っている。

・物事の間関係は、他のこととは独立に、それだけで完結した関係として成立する。

「他のこととは独立に、それだけで完結した関係として成立する」と言っても、何のことが雲をつかむようなことに聞こえるかもしれませんが、たとえば、「甲」「乙」とは別に「甲」と「乙」の共通の知り合いの「丙」という人がいたとしましょう。そして「丙」は中学校で「甲」と「乙」の両方を教師として教えたことがある。実はこの賃貸は「丙」が間を取り持った者であり、だから何かトラブルがあったときには「丙」が乗り出してくれる可能性もある、ということになっていたとしましょう。

しかし、この文言はそうしたことには一切言及していません。あくまでこの賃貸関係は「甲」と「乙」との間のことにはすぎないのです。ここには、世界はまず関わり合う者同士の関係だけによって成立しており、この関係の外にある者には影響されない、という考えが読み取れます。「丙」はもちろん無関係ではないのです。そもそも話を取り持ったわけだから常識的な感覚からすると関係者なのです。しかし契約書の論理では「丙」は無関係なのです。

このように関係のある者と関係のない者とをきれいに峻別し、あくまで関係のある者だけを話題にし、かつ問題にするということが駐車場の契約者の論法ではとても大事になってきます。この点、項目として付け加えておきましょう。

・世界は関係性によってできており、かつ関係のない者には影響されない。

さて、契約書の当事者はこうした関係性に何らかの形で関わっています。そのため、いくつかの効果が生まれます。まずこうした文言の形は、そうした「かわり」をあらためて強調することで、逃げられない強制力、拘束力、規定、義務、不自由さなどを感ぜさせるでしょう。さらにはそうした規定の力から逸脱したときの罰則や罪の意識、加えてトラブルも想像されるかもしれません。この点、項目として次のようにしておきましょう。

・関係性には強い拘束力と強制力が伴う。

この拘束力と強制力というのは、必ずしも契約書の更新をするかしないか、とか、金を払うかどうかといった現実の運用にかかわるだけではありません。文言が何を意味するかどうかではなく、どのようの意味を持つかというレベルで非常に大事なのです。この文言には逸脱や例外や勝手な解釈の余地がないのです。文言レベルのそうした漏れのなきが、現実への働きかけにおいても同じように頑なな強制力の行使につながります。

また「次のとおり駐車場の使用契約を締結する」という箇所の「次のとおり」のところにも注意しま

しょう。そこではきつちり無駄なく「次」に該当する内容が記されています。「次」とあるのに、だいた先の方に書いてあったり、そもそも書かれていないということはない。A→Bという関係がきわめて迅速に最短のスピードで実現されるのです。これと呼応するようにして、現実の運用にあたって「甲」と「乙」の関係のうち、「乙」のかわりに「丙」や、場合によっては全然関係のない「丁」が急にしゃしゃり出てきて代行するといったことは前提とされません。そのようなことを認めはじめると、そもそも契約書のロジックがおかしくなります。

## 契約書の「外」

しかし、そこで少し気になることが出てきます。果たして世界はこのような逸脱や無駄のない、迅速かつ正確な関係性だけで処理できるのでしょうか。もちろん、言葉で示された構図どおりに物事が運用されることも多いでしょう。しかし、そうでないことが起きうる可能性も容易に想像できます。たとえば「契約期間満了までに甲、乙いずれか一方から何等の申し入れがない時は、さらに一年間の契約が自動的に更新されるものとする」とありますが、現実には申し出が契約期間満了から一日すぎただけの場合、自動更新せずに解約を認めるということもあるかもしれません。あるいは「甲は、乙に対し、甲が所有する下記駐車場を自動車1台の保管場所として

使用する目的で貸貸する」というところも、実際には「丙」や「丁」といった別の人が出てきて「乙」の代わりにお金を払ってくれるということもあるかもしれない。貸主の「甲」はお金さえ入れればそれでいい、とするかもしれません。

言葉によつて規定された世界と現実とがびたりと合致しないことはよくあります。もちろん合致しない場合、「違反」ということで決められたとおりの手続きに進むということになっているわけですが、「……そこを何とか」とか「まつ、いいか……」というところで、当初の決まりにはなかった措置が適用されることがあります。そして私たちもそのことをよくわかつていて、決まりは決まり、というふうに考えることにも慣れていきます。人間がつくった駐車場賃貸契約書どおりに世界が運用できるとは誰も思っていないし、そうできると単純に信じてしまう方がむしろ危険でしょう。

では私たちは、先ほどあげたような契約書の呪術の世界とどう付き合っているのでしょうか。あらためて先ほどの項目を見直してみましよう。

- ・世界の物事はお互いに関係し合っている。
- ・物事の間関係は、他のこととは独立に、それだけで完結した関係として成立する。
- ・世界は関係性によつてできており、かつ関係のない者には影響されない。
- ・関係性には強い拘束力と強制力が伴う。

こうしてみるとわかるのは、ここにあげた関係性が基本的に「甲」「乙」というような同一レベルの人や者を関係づけているということです。人間は、このように関係が生ずる次元を限定し、関係性を単純化することで、世界をきちんと秩序だった整理可能なものとして把握しようとしてきました。

しかし、よく考えてみるとそのように世界が同一レベルの関係で説明できたり、規定できたりするというのは、人工的なフィクションのようにも思えます。これは人間にとつて都合のいい枠組みを無理やり適用しているだけではないでしょうか。

こうしてみると契約書の呪術性の根にあるものが見えてきます。契約書をかわず私たちの心の中にあるのは、必ず例外や逸脱があるだろうと予測しながらも「できれば例外なしであつてほしい」「契約書のとおりであればうまくいく」と願い、かつ信じようとする構えです。それは決して間違つた構えではないと私も思います。契約書のようなものがなければ困ることは多いですし、それがきちんと守られるかどうかはともかく、こうした規定を作成したり、共有したりすることで、そうでない場合よりも社会が住みやすくなっているのはたしかです。

### 文章の「ゆるさ」が持つ効果

しかし、そこで確認しておきたいのは、契約書の

ようなきれいな一対一の対応関係の外にどのような世界があるかということです。というのも、私たちが契約書の一次的な世界を受け入れられるのも、実はその外にある多次的な世界とうまく折り合いをつけているからではないかと思うからです。多次の世界を認めればこそ、その土台の上に一対一対応の関係性というフィクションを余裕を持って受け入れられるのではないか。

この一対一対応の平面と、それとは異なる多次元的世界とをわかりやすく対照してみましよう。まずは一対一対応の文言の例です。

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。(日本国憲法 第一章 第一条)

この日本国憲法からの引用は、「日本国民」「日本国民統合の象徴」「日本国民の総意」といった非常に大きな対象に言及しているとはいえず、言葉と言及対象との間の、一対一対応の関係を維持しようとした文章だと言えるでしょう。ここでは例外や逸脱は前提とされおらず、世界はあくまで一次的に語られうるという了解があります。その土台の上に、拘束力を持った記述が示されるわけです。これに対し、次の文はどうでしょう。

「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象